

## 徳島県規則第六十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号及び第十八条第一号口中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。